

全日本マーチングコンテスト高知県大会実施規程

第1章 総 則

- 第1条 この大会は「全日本マーチングコンテスト高知県大会」という。
- 第2条 本大会は、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本マーチングコンテスト高知県予選も兼ねるものとする。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条 部門順序及び出演順序は、常任理事会で決定する。

第2章 実施部門

- 第5条 実施部門は次のとおりとする。
- ① 中学生の部 ② 高等学校以上の部

第3章 参加規程

- 第6条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。
- 2 指揮者は置いてもよい。
- 第7条 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。
- 2 同一部門において指揮することができるのは1団体とする。
- 第8条 各部門の参加資格は、高知県吹奏楽連盟に登録された団体で、次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。
- (1) 中学生の部
- 中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める)
- 参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来通りの参加形態
- ② 合同バンド
- 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体
- ③ 地域バンド
- 任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体
- 注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める
- (2) 高等学校以上の部
- <高等学校>

同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。）

<大学>

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

<職場>

同一経営の会社・工場・事務所・官庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

<一般>

当該団体の団員とする。ただし職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1)-②、③に該当しない団体については、第3事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第9条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 合同バンド

第10条 中学生の部において、単独で出場することが困難な学校（団体）同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第7条第1項(1)のとおり。

第11条 合同バンドを結成して出場しようとする中学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第5章 演奏・演技

第12条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第13条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。

2 電子楽器（エレキベースを含む）・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めない。

3 歌声については、スクヤット・ハミング・歌詞を認める。

第14条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものとする。

なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ 70 年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第 16 条 出演時間は 6 分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第 17 条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第 6 章 審査・表彰

第 18 条 審査員は、審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として 3 名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第 19 条 表彰は、各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

第 7 章 代表の選出

第 20 条 四国大会への県代表は 4 チーム以内とする。

第 8 章 その他

第 21 条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。

第 22 条 本大会の実施にあたって常任理事会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第 23 条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為はこれを禁止する。

第 24 条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第 25 条 この規程は全日本マーチングコンテスト実施規定及び全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第 26 条 この規程に定めない事項は、全日本マーチングコンテスト四国支部大会規定に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 13 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 4 月 13 日に一部改定する。
- 3 この規程は、平成 26 年 4 月 12 日に一部改定する。
- 4 この規程は、平成 26 年 11 月 30 日に一部改定する。
- 5 この規程は、平成 28 年 4 月 2 日に一部改定する。
- 6 この規程は、令和 5 年 4 月 15 日に一部改定する。
- 7 この規程は、令和 6 年 4 月 13 日に一部改定する。
- 8 この規程は、令和 7 年 4 月 5 日に一部改定する。